

市川市
教育振興大綱具体化パッケージ
～市川クオリティ・ロゴス～
「言葉の力で 未来を拓く 市川の教育」

令和7年11月
市川市長

＜宣言＞

市川市立小中学校等の全校において、高校や社会につながる充実した人生の基盤づくりに責任を持ちます。

市川市では令和5年1月に策定した「市川市教育振興大綱」に基づき、子どもたちが生きる力を身に付け、明るい未来に向かって進むことができるよう『生きる力』の育成と健康寿命の延伸、「誰一人取り残すことなくすべての子どもたちが安心して学べる環境の整備」、「子どもたちに夢や希望を与える質の高い教育の提供」に取り組んで参りました。

一方、グローバル化の進展、先端技術の急速な発展に伴う教育DX、特別な支援を要する児童生徒の増加、学校施設の老朽化など、教育を取り巻く環境が大きく変化している中で、直面する教育課題に対応するためには、「市川市教育振興大綱」に基づき更なる教育の振興を図ることが求められます。

特に、中学校までの学校教育を提供する市川市においては、中学校卒業までに、高校や社会につながる学力の基盤の形成と豊かな心、健康な体の育成を図ることが重要です。

そこで、市立小中学校等の全校において、充実した人生の基盤づくりに責任を持つことを宣言し、～市川クオリティ・ロゴス～「言葉の力で 未来を拓く 市川の教育」を将来像として、小中一貫した教科「(仮称) 言語探究科」の新設などの具体的な取り組みを推進するため「市川市教育振興大綱具体化パッケージ」を策定いたします。

すべての子どもが、それぞれのニーズに応じた教育を享受し、健全な育成を図ることは、市川市の明るい未来に直結するものであります。

この実現に向け、本パッケージの基で学校教育の学びの質を向上させるため、市長として、教育委員会とともに子どもたちの学びや育ちに責任を持ち、十分な連携の基で、誇りを持てる教育政策を推進して参ります。

令和7年11月

市川市長 田中 甲



基本的な考え方

1 策定経緯

「市川市教育振興大綱具体化パッケージ」（以下、「パッケージ」という。）は、教育の振興を図るため重点的に講すべき施策や事業、その予算などについて市長と教育委員会が方向性を共有し、一致して執行にあたる必要があります。そのため、市川市総合教育会議（教育行政に市民の意向をより的確に反映させるため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の4第1項に定める市長と教育委員で構成する会議）において市長と教育委員会が協議・調整を行い、策定に至ったものです。

年 月	策定作業
令和7年7月	<ul style="list-style-type: none">○第1回 市川市総合教育会議<ul style="list-style-type: none">・「市川市教育振興大綱」の取組状況を共有・教育委員会から市長へ「5つの保護者支援の充実・負担軽減策」を提案・市長が教育委員会からの提案を尊重し、教育委員会へ「市川市教育振興大綱」推進に向けた、教育施策の具体化を5つの観点から整理するよう指示・教育施策の具体化を踏まえ、大綱の期間を1年延長
令和7年11月	<ul style="list-style-type: none">○第2回 市川市総合教育会議<ul style="list-style-type: none">・教育委員会が5つの観点を踏まえ、「5つの重点方針」を示した「パッケージ（骨子案）」を提出・「パッケージ（骨子案）」の協議・調整○具体化パッケージの策定<ul style="list-style-type: none">・「パッケージ（骨子）」を基に市長がパッケージを策定

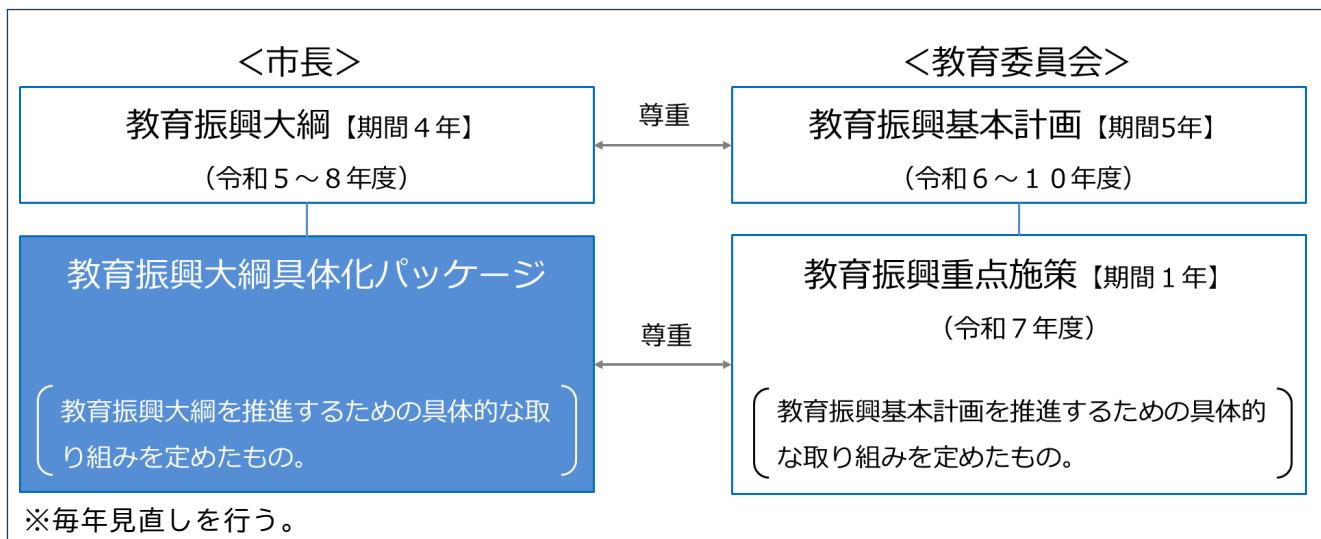
2 パッケージの位置づけ・大綱・計画とパッケージの関係

教育に関する施策は、「市川市教育振興基本計画」（以下、「基本計画」という。）に基づき総合的に取り組むことを基本としつつ、本パッケージは、「市川市教育振興大綱」（以下、「大綱」という。）を推進するため重点的に講すべき施策と具体的な取り組みを定めたものです。

取り組みを実効性の高いものとするため、教育課題や社会情勢等の変化を踏まえ、原則、本パッケージは毎年見直しを行うこととします。

「大綱」と「基本計画」が尊重関係にあることを踏まえ、大綱を推進する具体的な取り組みを定めた「パッケージ」と基本計画を推進する具体的な取り組みを定めた「教育振興重点施策」も尊重関係にあります。

＜パッケージの位置づけイメージ＞



○市川市教育振興大綱

市政を担う市長の立場から教育に対する考え方をメッセージで示したものです。

現大綱は総合教育会議で協議・調整を行い、令和5年1月に市長が策定しました。

○市川市教育振興基本計画

学校教育、社会教育も含めた教育全般の施策を総合的かつ体系的に整理したものです。

現計画は、教育振興審議会での諮問・答申を経て、令和6年1月に教育委員会が策定しました。

「大綱に定める3つの基本方針」と「基本計画に定める3つの方針」、「パッケージに定める5つの重点方針及び施策」の関係は以下のとおりです。

〈大綱・計画とパッケージの関係〉



4 パッケージの概要

＜宣言＞～市川クオリティ・ロゴス～「言葉の力で 未来を拓く 市川の教育」

市川市立小中学校等の全校において、高校や社会につながる充実した人生の基盤づくりに責任を持ちます。

5つの重点方針

1. 「中学校卒業まで」学びの連続性の全校展開

将来像

～市川シームレス15～

○15年間地域に見守られながら切れ目ない学習環境の享受 ○充実したICT環境など、時代に即した快適な学校施設を提供

- ①小中一貫した教科「（仮称）言語探究科」の新設
- ②学校運営を支える体制の活性化
- ③「幼保・小・中」連携促進のための学校運営を支える体制の整備
- ④小中一貫した教育と時代に即した学校施設の整備

- ⑤ICT環境の整備
- ⑥すべての教室と体育館へのエアコン設置
- ⑦保護者等に対する支援の充実

2. 誰一人取り残さない学びの保障

将来像

～市川レフト ビハインド0～

○すべての子どもが学校内外で自分にあった学びの場を享受

- ①包摂的な学びの提供
- ②不登校の子どもに学びの場を提供
- ③特別なニーズに応じた学びの提供
- ④日本語指導の充実

3. 世界につながる市川版英語教育

将来像

～市川ターゲット70～

○7割以上の子どもが中学校卒業時までに英検3級レベルの英語力を取得

- ①【再掲】小中一貫した教科「（仮称）言語探究科」の新設
- ②小中一貫した英語活動・英語教育カリキュラムの策定
- ③オリジナルテキストの検討・作成
- ④就学前から小学校における生きた英語に触れる機会の提供
- ⑤中学校における英語教育の充実
- ⑥中学生に英語外部検定試験の受検を支援
- ⑦英語の発表機会の充実

4. 乳幼児期からはじまる読書環境の充実

将来像

～市川リーディング100～

○すべての子どもが1か月に1冊以上の読書習慣を取得（不読率※0%）

- ①【再掲】小中一貫した教科「（仮称）言語探究科」の新設
- ②図書館運営と機能の充実
- ③乳幼児期の読書活動の推進
- ④図書館と学校を結ぶネットワークの強化
- ⑤新聞を活用した授業の推進

※小学生（4～6年生）8.5%
中学生 2.3.4%
(令和6年学校読書調査)

5. 子どもの健康と安全・安心の確保

将来像

～市川ウェルビーイング1～

○「健康寿命日本一のまち」で健康な心と体を育成

- ①学校給食・食育の充実
- ②学校防犯対策の充実
- ③部活動の地域展開
- ④放課後活動の充実・朝の居場所の確保
- ⑤市川市少年自然の家における自然体験活動の充実

重点方針

1. 「中学校卒業まで」学びの連続性の全校展開

将来像

～市川シームレス 15～

- 15年間地域に見守られながら切れ目ない学習環境の享受
- 充実したICT環境など、時代に即した快適な学校施設を提供

小中一貫した教科「(仮称) 言語探究科」の新設

多様な子ども達の主体的・対話的で深い学びを確かなものとするためには、情報活用能力と探究の連携した取り組みや総合を中心として、言語能力を育成する取り組みを小学校と中学校が連携して進めることが重要です。そこで、相乗的な資質・能力の育成を図るため、複数の関連性のある教科を一体的に行う小中一貫した教科を新設します。

【具体的な取り組み】

取組内容	取組期間												
<p>総合、国語、英語を一体的に行う教科「(仮称) 言語探究科」を新設することで、探究的な授業の中で読解力とコミュニケーション能力を相乗的に育成し、主体的・対話的で深い学びを実装する。</p> <p>(令和8年度から試行実施、令和9年度から教育課程特例校制度を活用し本格実施を目指す。)</p> <table border="1"><thead><tr><th>対象</th><th>統合教科</th><th>新教科</th></tr></thead><tbody><tr><td>小1・小2</td><td>国語・英語</td><td></td></tr><tr><td>小3～小6</td><td>総合・国語・英語</td><td>(仮称) 言語探究科</td></tr><tr><td>中1～中3</td><td>総合・国語・英語</td><td></td></tr></tbody></table>	対象	統合教科	新教科	小1・小2	国語・英語		小3～小6	総合・国語・英語	(仮称) 言語探究科	中1～中3	総合・国語・英語		令和8年度～
対象	統合教科	新教科											
小1・小2	国語・英語												
小3～小6	総合・国語・英語	(仮称) 言語探究科											
中1～中3	総合・国語・英語												

学校運営を支える体制の活性化

社会全体で児童生徒の健やかな成長を切れ目なく支えるためには、小中学校の教育目標やビジョンを地域と共有できる組織的な仕組みが重要です。そこで、学校を単位として行われてきたこれまでの学校運営協議会制度を小中一貫教育を推進する組織に発展させます。また、学校と地域との連絡調整機能を強化するとともに、より多くの地域住民等が参加した多様な地域学校協働活動を実施します。

【具体的な取り組み】

取組内容	取組期間
中学校ブロックで一体的な学校運営を進めるため、学校単位から、中学校ブロックで一つの学校運営協議会を設置する。	令和8～9年度
広く委員以外も参加する「拡大学校運営協議会」を開催するとともに、「開催回数」、「委員の選任のあり方」を整理し、学校運営協議会の活性化を図る。	令和8年度～
学校単位での校種に応じた活動の充実を図るため、小中学校の地域学校協働活動推進員の複数配置を進めるとともに、授業に地域住民が関わる取り組みや児童生徒が地域行事に参加する取り組みを進める。	令和7年度～

「幼保・小・中」連携促進のための学校運営を支える体制の整備

地域や社会で子どもの切れ目ない学びや育ちを支える体制を整えるためには、「幼保・小・中」がお互いの取り組み等を理解し、連携することが重要です。そこで、学校と地域が相互に連携・協働していくための基盤となる学校運営協議会に、他の学校種の関係者が参画する体制を構築します。

【具体的な取り組み】

取組内容	取組期間
市立幼稚園の学校運営協議会に小学校の関係者の参画を進める。	令和7年度～
中学校ブロックで一つの学校運営協議会を設置するまでの間、小学校の学校運営協議会に中学校、幼児教育施設の関係者の参画を進める。	令和7～9年度
中学校ブロックにおける学校運営協議会に幼児教育施設の関係者の参画を進める。	令和8年度～

小中一貫した教育と時代に即した学校施設の整備

中学卒業までつながる学びを確立するためには、小中学校の連続性の確保とそれを実現する施設や条件整備が重要です。そこで、小中一貫教育推進のための体制等を整えるとともに、老朽化対策として建て替えを計画的に進めます。

【具体的な取り組み】

取組内容	取組期間
小中一貫教育を推進するための学校のあり方や建て替えの考え方を整理し、「市川市学校環境基本計画」を改定する。	令和7年度
小中一貫教育を推進するため、中学校ブロック単位で小中一貫型小学校・中学校への移行を進める。義務教育学校への移行は学校運営協議会の合意形成が図られたところから進める。	令和7年度～
義務教育学校への移行が難しい学校について、特認校制度等を導入する。	令和9年度～
着手済の宮田小の建て替えを進めるとともに、計画に基づき第一中、市川小、第二中、八幡小の建て替えを進める。	令和7年度～

ICT 環境の整備

教育の質を向上し、情報活用能力の向上と主体的・対話的で深い学びの充実を図るためには、児童生徒の学習基盤となる ICT 環境を整えることが重要です。そこで、タブレット端末の更新やネットワーク整備をはじめとする ICT 環境を整えます。

【具体的な取り組み】

取組内容	取組期間
特別教室の Wi-Fi 環境を整備する。	令和7～9年度
各学校におけるタブレット端末を更新する。	令和7年度～
校務系・学習系ネットワークの統合及びクラウド化を整備する。	令和7～9年度
ICT 支援員の学校への派遣回数を増加させる。	令和8年度～

すべての教室と体育館へのエアコン設置

学校施設が、児童生徒の学習・生活の場として、また災害時の避難所としての役割を果たすためには、児童生徒や教職員、避難所を利用する方が快適に過ごせる環境を整えることが重要です。そこで、教室や避難所となる体育館のエアコンの設置を進めます。

【具体的な取り組み】

取組内容	取組期間
普通教室・特別教室のエアコンを更新・設置する。	令和7~10年度
小中学校の体育館に停電時自立運転型のエアコンの設置を進め、未設置校35校の設置を完了する。	令和7~8年度

保護者等に対する支援の充実

学校教育の機会均等を確保するためには、保護者の経済的な負担軽減を図るなど、家庭への支援が重要です。そこで、教材等の公費負担を進めるとともに、市立学校に対する市内統一の保護者からの問い合わせ窓口を設置し、保護者が問い合わせをしやすい環境を整えます。

【具体的な取り組み】

取組内容	取組期間
学校教材費等の徴収・管理や督促業務、学校教材業者との契約、支払業務について、各学校から教育委員会への事務の移行を進める。	令和8年度~
保護者等負担で毎年購入していた教材等の一部を学校備品として整備を進める。	令和9年度~
市内統一の問い合わせ窓口としてコールセンターを設置し、市立学校に対する各種問い合わせに対応する。	令和9年度~

2. 誰一人取り残さない学びの保障

将来像

～市川レフト ビハインド0～

○すべての子どもが学校内外で自分にあった学びの場を享受

包摂的な学びの提供

多様性を包摂する学校教育を実現するためには、多様な個性や特性を持つ子どもが一緒に学ぶ機会を提供することが重要です。そこで、個々のニーズに応じた支援を行うなど、不登校や特別な支援、日本語指導等が必要な子どもたちも含めたすべての子どもが学ぶことができる支援体制や教育活動の充実を図ります。

【具体的な取り組み】

取組内容	取組期間
通常学級において個のニーズに応じた幼保・小・中の切れ目ない学びを実現するため、市川スマイルプラン（個別の教育支援計画）を活用する。	令和7年度～
「校内教育支援センター」の全校設置を継続するとともに、取り組みの優れた学校の支援方法を周知する。	令和7年度～
通常学級と特別支援学級の交流及び共同学習を推進する。	令和7年度～
小中学校編入前の外国籍児童生徒に、日本語及び学校生活に必要な日本の生活習慣指導を行う就学前日本語指導教室を充実させる。	令和7年度～

不登校の子どもに学びの場を提供

不登校児童生徒に学びを保障するためには、将来を見据えた必要な支援や個々の児童生徒の状況に応じて学びを選択できる環境を整えることが重要です。そこで、児童生徒、保護者のニーズに応じた新たな施設の検討・設置を行います。

【具体的な取り組み】

取組内容	取組期間
市内2か所目の「サポートルームふれんど市川」の分室を設置する。	令和8年度

特別なニーズに応じた学びの提供

障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、個性を伸ばし、持てる力を最大限に高めるためには、生活や学習上の困難を克服し、適切な指導及び支援を行うことが重要です。そこで、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育の提供を行います。

【具体的な取り組み】

取組内容	取組期間
小中学校及び義務教育学校において、ニーズがあるすべての学校に特別支援学級の設置を促進する。	令和7年度～
須和田の丘支援学校の児童生徒の増加に対応するため、教室の確保やバスの配置を進める。	令和7年度～

日本語指導の充実

外国籍児童生徒等が支障なく学校生活を送り、授業を理解する上で必要な日本語能力を身に付けられるよう、一人ひとりの実態に応じた指導・支援を行うことが重要です。そこで、日本語の習得状況や生活への適応能力に配慮した指導を行うなど、日本語指導の充実を図ります。

【具体的な取り組み】

取組内容	取組期間
小中学校に対し、通訳や日本語指導講師を学校からの要請に応じて派遣する回数を増加させる。	令和7年度～
外国籍児童生徒と日常的なコミュニケーションを適切にとれるよう翻訳機を増設する。	令和7年度～

3. 世界につながる市川版英語教育

将来像

～市川ターゲット70～

○7割以上の子どもが中学校卒業時までに英検3級レベルの英語力を取得

【再掲】小中一貫した教科「(仮称) 言語探究科」の新設

多様な子ども達の主体的・対話的で深い学びを確かなものとするためには、情報活用能力と探究の連携した取り組みや総合を中心として、言語能力を育成する取り組みを小学校と中学校が連携して進めることが重要です。そこで、相乗的な資質・能力の育成を図るため、複数の関連性のある教科を一体的に行う小中一貫した教科を新設します。

【具体的な取り組み】

取組内容	取組期間										
総合、国語、英語を一体的に行う教科「(仮称) 言語探究科」を新設することで、探究的な授業の中で読解力とコミュニケーション能力を相乗的に育成し、主体的・対話的で深い学びを実装する。 (令和8年度から試行実施、令和9年度から教育課程特例校制度を活用し本格実施を目指す。)	令和8年度～										
<table border="1"><thead><tr><th>対象</th><th>統合教科</th><th>新教科</th></tr></thead><tbody><tr><td>小1・小2</td><td>国語・英語</td><td rowspan="3">(仮称) 言語探究科</td></tr><tr><td>小3～小6</td><td>総合・国語・英語</td></tr><tr><td>中1～中3</td><td>総合・国語・英語</td></tr></tbody></table>		対象	統合教科	新教科	小1・小2	国語・英語	(仮称) 言語探究科	小3～小6	総合・国語・英語	中1～中3	総合・国語・英語
対象	統合教科	新教科									
小1・小2	国語・英語	(仮称) 言語探究科									
小3～小6	総合・国語・英語										
中1～中3	総合・国語・英語										

小中一貫した英語活動・英語教育カリキュラムの策定

小学1年生～中学3年生の9年間を通して実践的な英語コミュニケーションを養うためには、小中一貫したカリキュラムの作成が重要です。そこで、小中一貫の英語活動・英語教育を行う、市川市独自のカリキュラムを策定します。

【具体的な取り組み】

取組内容	取組期間
小学1年生～中学3年生の9年間を見通した児童生徒につけたい力を明確に提示するため、小中一貫した市川市版 CAN-D0 リストを策定する。	令和8年度
小中一貫の英語活動・英語教育のモデル校として「教育課程柔軟化サキドリ研究校」の指定を目指し、「調整授業時数制度」の円滑な導入を進める。	令和8年度～

オリジナルテキストの検討・作成

市川市独自のカリキュラムによる英語活動・英語教育の実施には、授業を効果的に進める素材が必要です。そこで、児童生徒が体系的に知識を習得し、理解を深められるオリジナルテキストを作成します。

【具体的な取り組み】

取組内容	取組期間
小学1・2年生については、新たに実施する英語の授業内容に応じた教材を作成する。	令和8年度
小学3年生～中学3年生については、授業内容に応じ、ICTを基本とした教材の必要性を検討する。	令和8年度～

就学前から小学校における生きた英語に触れる機会の提供

グローバル化の進展の中で子どもの将来の可能性を広げるためには、国際共通語である英語力の向上が重要です。そこで、コミュニケーションの素地となる資質・能力を育成するため、「聞くこと」・「話すこと（やり取り）」・「話すこと（発表）」を中心とした言語活動を通した小学校段階から生きた英語の音声に慣れ親しむ場を提供します。

【具体的な取り組み】

取組内容	取組期間
小学校全校に ALT を 1 名配置する。	令和8年度～
義務教育学校及び小中一貫型小学校・中学校から優先的に、小学校の英語専科教員の配置を充実させる。	令和8年度～
小学1・2年生について、新たに月1回程度、「聞く」「話す」を中心とした英語に慣れ親しむ授業を開始する。	令和8年度～
小学3～6年生の授業には、ALT が週1回程度参加する。	令和8年度～
小学校全校において、年1回、多数の ALT が参加する「全校英語 DAY」を実施する。	令和8年度～
こどもとしょかんにおける英語図書の読み聞かせを実施する。	令和8年度～

中学校における英語教育の充実

中学校において、小学校での学びを更に深化させるためには、生きた英語に触れる機会を拡充することが重要です。そこで、豊富なコミュニケーション活動を取り入れた授業を行い、「聞くこと」・「読むこと」・「話すこと（やり取り）」・「話すこと（発表）」・「書くこと」の言語活動を通して実践的な英語コミュニケーションを図る資質・能力の育成をします。

【具体的な取り組み】

取組内容	取組期間
週1回の ALT 参加授業を週1・5回程度とするとともに、ALT が参加した際の授業の実施方法を教育委員会から各学校に提示する。	令和8年度～
中学校全校において、年1回「全校英語 DAY」を実施する。	令和8年度～

中学生に英語外部検定試験の受検を支援

英語の学力向上につながる指導を行うためには、学校と教育委員会が生徒の英語能力を正確に把握するとともに、生徒の英語学習のモチベーションを維持・向上させる取り組みが重要です。そこで、外部検定試験の受検料を補助することで、受検を促します。

【具体的な取り組み】

取組内容	取組期間
中学3年生に対し、年に1度外部検定試験（英検、G-TECなど）の受検料を補助（英検3級受検料相当）する。	令和9年度～

英語の発表機会の充実

グローバル人材を育成するためには、英語力を高めるとともに、自己表現力やプレゼンテーションスキルを高める必要があります。そこで、英語の発表機会の充実を図り、学んだ知識や経験をアウトプットする場面を設けます。

【具体的な取り組み】

取組内容	取組期間
小学6年生を対象に英語のスピーチコンテストを実施する。	令和9年度～
中学生を対象に英語のプレゼン大会を実施する。	令和9年度～

4. 乳幼児期からはじまる読書環境の充実

将来像

～市川リーディング100～
○すべての子どもが1か月に1冊以上の読書習慣を
取得（不読率0%）

【再掲】小中一貫した教科「（仮称）言語探究科」の新設

多様な子ども達の主体的・対話的で深い学びを確かなものとするためには、情報活用能力と探究の連携した取り組みや総合を中心として、言語能力を育成する取り組みを小学校と中学校が連携して進めることが重要です。そこで、相乗的な資質・能力の育成を図るため、複数の関連性のある教科を一体的に行う小中一貫した教科を新設します。

【具体的な取り組み】

取組内容	取組期間												
<p>総合、国語、英語を一体的に行う教科「（仮称）言語探究科」を新設することで、探究的な授業の中で読解力とコミュニケーション能力を相乗的に育成し、主体的・対話的で深い学びを実装する。</p> <p>（令和8年度から試行実施、令和9年度から教育課程特例校制度を活用し本格実施を目指す。）</p> <table border="1"><thead><tr><th>対象</th><th>統合教科</th><th>新教科</th></tr></thead><tbody><tr><td>小1・小2</td><td>国語・英語</td><td></td></tr><tr><td>小3～小6</td><td>総合・国語・英語</td><td>（仮称）言語探究科</td></tr><tr><td>中1～中3</td><td>総合・国語・英語</td><td></td></tr></tbody></table>	対象	統合教科	新教科	小1・小2	国語・英語		小3～小6	総合・国語・英語	（仮称）言語探究科	中1～中3	総合・国語・英語		令和8年度～
対象	統合教科	新教科											
小1・小2	国語・英語												
小3～小6	総合・国語・英語	（仮称）言語探究科											
中1～中3	総合・国語・英語												

図書館運営と機能の充実

子どもの読書活動推進の役割を担う図書館がすべての子どもたちに読書機会を提供するためには、将来の図書館のあり方を整理した上で、図書館運営と機能の充実を図ることが重要です。そこで、将来求められる図書館を見据え図書のデジタル化の推進やアクセシブルな書籍・電子書籍の整備・提供等に取り組みます。

【具体的な取り組み】

取組内容	取組期間
デジタル化された書籍などの資料を利用する電子図書館を導入する。	令和8年度～
点字図書や音訳図書を導入するなど、読書バリアフリーを推進する。	令和7年度～
北部地域を中心に巡回する自動車図書館（軽自動車）を増便する。	令和7年度～
図書館運営協議会を立ち上げ、最適な図書館運営のあり方等を検討する。	令和9年度

乳幼児期の読書活動の推進

乳幼児期に読書の楽しさを実感し、読書の習慣をつけることは子どもの知的・情緒的・精神的発達のうえで重要です。そこで、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を幼稚園・保育所等で行うとともに、家庭に対して必要な支援を行います。また、絵本専門士や認定絵本士などが専門的な知見を活用した読み聞かせ等を実施します。

【具体的な取り組み】

取組内容	取組期間
絵本専門士や認定絵本士などによる「読み聞かせ」や「プレゼン大会（ブックトーク）」を実施する。	令和8年度～
就園前家庭へ「司書おすすめ資料リーフレット」の配布などの支援を行う。	令和8年度～
幼児教育施設へ「出張おはなし会」の実施などの支援を行う。	令和8年度～
行徳図書館に「大型絵本」・「大型紙芝居」、自動車図書館に「大型絵本」を設置する。	令和7～8年度

図書館と学校を結ぶネットワークの強化

子どもたちが読書活動を推進するためには、図書館が持つ専門性を活かし、学校図書館へ様々な支援を行うことが重要です。そこで、図書館と学校図書館を結ぶネットワークシステムの更なる活用を促進します。

【具体的な取り組み】

取組内容	取組期間
中央図書館の図書資料や情報を学校と共有するため、公共図書館と学校とを結ぶネットワークを活用する。	令和7年度～
中央図書館から、学校（公私立小中学校）へ配本サービス（学級文庫）を行う。	令和7年度～
「出張おはなし会」を周知・実施する。	令和7年度～
「リサイクルブック市」へ学校を招待する。	令和7年度～
学校図書館整備や読み聞かせの方法など、図書館司書が学校司書を支援する。	令和7年度～

新聞を活用した授業の推進

学習指導要領では新聞を授業の教材として活用することが位置づけられ、国においてその環境整備が推進されています。そこで、複数の新聞を比較検討し、自らの考えをまとめられる力を育成するため、学校に新聞を配備し授業での活用を促進します。

【具体的な取り組み】

取組内容	取組期間
小学校に2紙以上、中学校に3紙以上（第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」）の新聞を配備し、授業での活用を促進する。	令和8年度～

5. 子どもの健康と安全・安心の確保

将来像

～市川ウェルビーイング 1～

○「健康寿命日本一のまち」で健康な心と体を育成

学校給食・食育の充実

子どもの成長を社会全体で支える一つとして、子どもたちが安全で安心な給食を食べられる環境を整えることが重要です。そこで、給食の無償化を継続するとともに、食材の価格が高騰する中でも、栄養バランスや食育に配慮した質の高い給食を安定的に提供します。また、食への関心を高め、児童生徒に食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けるため、食育の全体計画に基づく、教科横断的な食育を推進します。

【具体的な取り組み】

取組内容	取組期間
食材の価格高騰に対応し、給食の質と量を確保する。	令和7年度～
市内在住の国公立特別支援学校在籍の児童生徒（約200名）に対し、給食費に相当する額を補助する。	令和8年度～
食育の全体計画に沿って、教科横断的な食育を推進する。	令和7年度～
月に1回の「和食の日」を実施し、児童生徒の味覚を育てることを大切にするとともに、だしを味わうことや郷土料理を知ること等を通して、和食文化を学ぶ機会を設ける。	令和7年度～

学校防犯対策の充実

昨今の学校への不審者侵入事件の発生を踏まえ、学校における児童生徒等の安全を確保することが重要です。そこで、学校施設において、安全・安心な環境を確保するため、学校への侵入防止対策を講じます。

【具体的な取り組み】

取組内容	取組期間
小学校、義務教育学校へ電子錠の導入を進め、未設置校34校の設置を完了する。（ただし、宮田小学校は建て替えの際に設置する。）	令和7～8年度
中学校へ防犯カメラの導入を進め、未設置校15校の設置を完了する。	令和9年度

部活動の地域展開

生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を将来にわたり継続的に行うためには、学校だけでなく地域全体で活動を支えることが重要です。そこで、これまで学校単位で行われてきた学校部活動を地域全体で運営する仕組みを整えます。

【具体的な取り組み】

取組内容	取組期間
地域展開に向けたロードマップ（年度毎の作業内容、在り方、大会の実施方法等）を策定する。	令和7年度
試行エリアを全市とし、35の運動部活動に拡大する。	令和7年度～
文化部活動（合唱部）も実証開始する。	令和8年度～
ロードマップに沿って運動部活動及び文化部活動の休日の地域展開を実施する。	令和7年度～

放課後活動の充実・朝の居場所の確保

放課後などにも子どもに豊かな時間と安全・安心な居場所を提供するためには、子どもが小学校の敷地内で支障なく過ごすことができる環境を整えることが重要です。そこで、家庭の状況を問わず、すべての子どもが放課後に多様な体験・活動を行うことができる環境を整えるとともに、小1プロブレム解消のため、朝の時間帯の居場所をつくります。

【具体的な取り組み】

取組内容	取組期間
家庭環境を問わず、放課後活動の充実を図るため、校内交流型及び連携型での放課後保育クラブと放課後こども教室の連携を促進する。	令和7年度～
放課後保育クラブと放課後こども教室を一体的に実施するモデル校を設置する。	令和9年度～
放課後保育クラブについて、長期継続契約が切れる令和9年度以降の委託先のあり方（日本版DBS対応を含む）を検討し、方向性を決める。	令和7～8年度
小学校の始業前に、子どもたちが安全・安心に過ごすことができる朝の居場所をつくる。	令和8年度～

市川市少年自然の家における自然体験活動の充実

自己肯定感や協調性などを向上させるためには、新型コロナウイルスの影響などにより減少した様々な体験活動（自然体験活動、社会体験活動等）の機会を充実させることが重要です。そこで、自然体験活動の拠点である市川市少年自然の家を活用した、自然体験活動を児童生徒等に提供します。

【具体的な取り組み】

取組内容	取組期間
市川市少年自然の家の今後のあり方を整理・検討し、方向性を示す。	令和7～9年度
市川市少年自然の家に教員出身者を配置する。	令和8年度～
教員を対象とした宿泊体験研修を市川市少年自然の家にて実施する。	令和7年度～
小学5年生を対象とした宿泊体験モデルプランを作成し、希望校の受入れを進める。	令和8年度～